

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、年内妥結に至らず、今年シンガポールで開催されたTPP閣僚会合でも市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、引き続き協議を続けていくこととなった。

政府は、農林水産分野の重要5品目など聖域の確保を優先し、確保できない場合は脱退も辞さないこととした国会による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、我が国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

よって、政府におかれては、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう強く要望する。

記

- 1 TPP交渉において、国会の衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること。
- 2 TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月27日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣
殿